(用語) (原因となる建築材料」という。) が使用されている建築物その他の施設(以下「建築物等」という。) が使用されている建築物子の他の施設(以下「建築物等」という。) が使用されている建築物子の他の施設(以下「建築物等」という。) を解し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の原因となるもので規則で定めるものをいう。 (事前調査等) (事前調査を開工の、当該建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項を開工の、当該建築物等のは、対象ので、対象ので、対象ので、対象ので、対象ので、対象ので、対象ので、対象ので	の規制等 第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等	第十七条~第四十条(略)	第一節 ばい煙等の排出の規制等第三章 大気の保全に関する規制等	第一章~第二章 (略)	目次 第一章 第二章 (略) 第二節 ばい煙等の排出の規制等(第十七条 第四 第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等(第四十一条) 開三節 自動車排出ガス対策の推進(第四十一条 第四節 大気の汚染の状況の監視等(第四十四条 第四十二条) 第四十二条) 第四十二条) 第四十二条) 第四十八条) 第四章 第八章 (略)	大阪府条例第六号平成六年三月二十三日	大阪府生活環境の保全等に関する条例	改正後
		第十七条~第四十条 (略)	第一節 ばい煙等の排出の規制等第三章 大気の保全に関する規制等	第一章~第二章 (略)	目次 第一章~第二章 (略) 第一章 大気の保全等に関する規制等(第一十七条・第四節 屋外燃焼行為に関する規制等(第四十一条第四章~第八章 (略) 第四十八条) 第四十八条) 第四十八条)	大阪府条例第六号平成六年三月二十三日	大阪府生活環境の保全等に関する条例	改正前

示しなければならない。 査の結果を、当該建築物等の公衆の見やすい箇所に表に、規則で定めるところにより、同項の規定による調前項に規定する者は、当該建設工事に着手するまで 改 正 後 改 正

第四十条の四 行うべきことを勧告することができない。これらの行為ををしていないときは、当該者に対し、これらの行為を項の規定による調査又は同条第二項の規定による表示項の規定による調査又は同条第二項に規定する者が、同

「作業実施基準」という。)は、石綿排出等作業の種第四十条の五 石綿排出等作業に係る規制基準(以下(作業実施基準) 規則で定める。類類でとに、石綿排出等作業の方法に関する基準として

敷地境界基準)

物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の許は飛散するものについて、石綿排出等作業に係る建築は、石綿排出等作業の場所から大気中に排出され、又における規制基準(以下「敷地境界基準」という。)第四十条の六 石綿排出等作業に係る隣地との敷地境界 容限度として、 規則で定める

(石綿排出等作業の実施の届出)

の代表者の氏名 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ 行う必要がある場合は、この限りでない。 行う必要がある場合は、この限りでない。 の他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に 項を知事に届け出なければならない。ただし、災害そ 前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事 ようとする者は、石綿排出等作業の開始の日の十四日以下この条において同じ。)を伴う建設工事を施工し特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。四十三年法律第九十七号)第二条第十二項に規定する 四十条の七 石綿排出等作業 (大気汚染防止法 (昭和

- 建設工事の場所
- 五四三

- 度の測定計画 一 石綿排出等作業の実施の期間 四 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分にお が使用面積 で 第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度 で 第四十条の十二の規定により大気中の石綿の濃度 を測定しなければならない場合にあっては、当該濃 を測定しなければならない場合にあっては、当該濃
- する者は、 前項ただし書の場合において、 速やかに、 当該建設工事を施工
- 事項を記載した書類を添付しなければならない。の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定めるの対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める間に出なければならない。

大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計 改 正 後 改 正

第四十条の八回の届出) で定めるところにより、 は第二項の規定による届出をしようとする者は、規則四十条の八(大気汚染防止法第十八条の十五第一項又 項を併せて知事に届け出なければならない 前条第一項第七号に掲げる事件をしようとする者は、規則

第四十条の九 知 (計画変更命令) できる。 者に対し、 る届出又は前条の規定による届出 (大気汚染防止法第 その届出に係る事項の変更を命ずることが 知事は、第四十条の七第一項の規定によ

実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。定排出等工事における石綿排出等作業について、作業第四十条の十一特定排出等工事を施工する者は、当該特(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)

作業実施基準等適合命令等)

第四十条の十一 排出等作業について作業実施基準若しくは敷地境界基認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該石綿で作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないとが当該特定排出等工事における石綿排出等作業につい四十条の十一 知事は、特定排出等工事を施工する者 準に従うべきことを命じ、又は当該石綿排出等作業の 一時停止を命ずることができる。

(石綿の濃度の測定) ればならない。の石綿の濃度を測定し、 等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中 規則で定めるところにより、石綿排出への規定による届出をした者で、規則で第四十条の七第一項若しくは第二項又 その結果を記録しておかなけ

く。)の注文者をいう。)は、その発注に当たり、設の発注者(当該工事(他の者から請け負ったものを除第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事(発注者等の配慮) に努めなければならない。

る条件を付さないように配慮しなければならない。実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのあ施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業権定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を

改正後	改正前
第三節 自動車排出ガス対策の推進	第二節(自動車排出ガス対策の推進)
(自動車の使用者等の努力義務) (自動車の使用者等の努力義務)	(自動車の使用者等の努力義務) (自動車の使用者等の努力義務)
第四十一条の二〜第四十三条(略)	第四十一条の二〜第四十三条 (略)
第四節 大気の汚染の状況の監視	第三節 大気の汚染の状況の監視
第四十四条~第四十六条 (略)	第四十四条~第四十六条 (略)
第五節 屋外燃焼行為に関する規制	第四節 屋外燃焼行為に関する規制
第四十七条~第四十八条 (略)	第四十七条~第四十八条 (略)
第四章 (略)	第四章 (略)
第五章 地盤環境の保全に関する規制等	第五章 地盤環境の保全に関する規制等
第一節~第二節 (略)	第一節~第二節 (略)
第三節 土壌汚染に関する規制等	第三節 土壌汚染に関する規制等
第一款 総則	第一款 総則
(用語) (用語) (用語)	という。)による汚染の状況の調査をいう。 質及びダイオキシン類(以下これらを「管理有害物質」 とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条 とは、第八十一条の四第二項において「土壌汚染調査」 (
第六章 (略)	第六章(略)

3~4 (略) 3~4 (略) 3~4 (略) 3~4 (略)	第百七条~第百十条 (略)	2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略)	対した者	第七章 雑則 第七章 雑則 第七章 雑則 第111111111 第七章 注明 第111111111 第1111111111 第111111111 第111111	改正後
第百十一条 (略) 3~4 (略) 2 (略) 2 (略) 3~4 (略) 3~4 (略)	第百七条~第百十条 (略)	2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略) 2~3 (略)	なければならない。 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し3 第一項又は前項の規定により、立入検査をする職員2 (略)	第七章 雑則 第七章 雑則 第七章 雑則 第七章 雑則 第十章 雑則 第十章 雑則 第十章 報刊 (報告及び検査) (報告及び検査) (報告及び検査) (報告及び検査) (報告及び検査) (報告及び検査) (報告を求め、又はその職員に、次その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。 (略) (報告及び検査)	改正前

第百十七条 (略)	三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 第二項若しくは第三項(第三号及び第四号に限る。 第二項若しくは第三項(第三号及び第四号に限る。 第二項若しくは第三項(第三号を除く。以下同じ。)、 の罰金に処する。	第百十五条 (略)	六〜九 (略) 高届出をせず、又は虚偽の届出をした者 「一〜四 (略) 「一〜四 (略) 「一〜四 (略) 「一〜四 (略)	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略)	$\overline{}$	第八章 罰則 改正後
	第百十七条 (略) 第百十七条 (略) 第百十十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下	第百十五条 (略)	五~八(略)	2 (略) 3 (8) 2 (8) 2 (8) 3 (8) 3 (8) 4 (8) 4 (8) 5 (8)	$\overline{}$	第八章 罰則 改正前